愛知県アレルギー疾患対策のこれまでの取組について

1 国の経緯

(1) 平成27年12月

「アレルギー疾患対策基本法」(施行)

[法の対象となるアレルギー疾患]

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜 炎、花粉症、食物アレルギー等

(2) 平成29年3月

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(告示)

(3) 平成29年7月

「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(通知)

- ・都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割及び選定要件等
- ・都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置等

2 県の取組

(1) 平成30年7月6日

第1回愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会(別紙1参照)

- ・愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定基準を決定(別紙2参照)
- ・平成30年7月9日:日本アレルギー学会認定教育施設(36施設) に希望調査
- ・平成30年8月:希望のあった6病院に対し、現地調査を実施
- (2) 平成30年9月5日

第2回愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会

・愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を選定

(3) 平成30年10月1日

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を指定

病院名	所在地	
名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区	
名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区	
藤田医科大学ばんたね病院	名古屋市中川区	
藤田医科大学病院	豊明市	
愛知医科大学病院	長久手市	
あいち小児保健医療総合センター	大府市	

(順不同・病院名は現時点)

(4) 平成30年10月1日

愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置 (別紙3参照)

- ・連絡協議会事務局業務の一部を藤田医科大学ばんたね病院に委託
- 連絡協議会等の関係者及び関係団体との連絡調整
- 拠点病院連携会議(※)の開催
- 患者や家族を対象とした講演会の開催
- 医療従事者、その他関係者を対象とした研修の開催 ※拠点病院である6病院の実務担当者及び県の担当者により、連絡協議会 協議事項に係る実務的な検討を行う会議

(5) 平成30年11月12日

第1回愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会設置要領

(目的)

第1条 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知)に基づき、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院(以下、「県拠点病院」という。)の中立かつ適正な選定を行うため、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 選定委員会は次の事項について協議する。
- (1) 県拠点病院の選定基準に関すること。
- (2) 県拠点病院の選定に関すること。
- (3) その他、県拠点病院に関すること。

(構成員)

- 第3条 選定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 選定委員会の委員の任期は、施行の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(会議の開催)

- 第4条 選定委員会は、健康福祉部保健医療局長が委員を招集し、開催する。
- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(守秘義務)

第5条 委員は、選定に関して知り得た非開示情報を漏らしてはならない。委員の職を退い た後も同様とする。

(設置期間)

第6条 選定委員会の設置期間は、平成31年3月31日までとする。

(庶 務)

第7条 選定委員会の庶務は、健康福祉部保健医療局健康対策課において処理するものとする。

別紙1

(雑 則)

第8条 この要領に定める事項の他、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に 定める。

附則

この要領は、平成30年6月14日から施行する。

別表

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会委員名簿

所 属	役 職	氏 名
名古屋大学大学院医学系研究科	教授	秋山 真志
独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院	副院長	小川 賢二
公益財団法人 愛知県医師会	理事	纐纈 雅明
平成医療短期大学	学長	近藤 直実
中京大学スポーツ科学部	教授	坂本 龍雄
一般社団法人 愛知県病院協会	常務理事	長谷川 真司
藤田保健衛生大学坂文種報德會病院	教授	平野 耕治
名古屋市立東部医療センター	病院長	村上 信五
愛知医科大学	教授	渡辺 大輔

(五十音順、敬称略)

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院設置要綱

(目 的)

第1条 アレルギー疾患を有する人が住んでいる地域に関わらず、等しく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の中心的役割を担う、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)を設置し、アレルギー疾患対策を推進することを目的とする。

(拠点病院の指定)

- 第2条 拠点病院は知事が指定する。
- 2 指定にあたっては、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会の意見を聴くものとする。

(指定基準)

- 第3条 国の「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」 (平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知。以下「国通知」という。)を基本として、次の各号に定める病院から選定する。
- (1) 拠点病院は、次の要件を全て満たすこと。
 - ア 一般社団法人日本アレルギー学会(以下「アレルギー学会」という。)の 認定教育施設であること。
 - イ 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の診療科が全て設置され、その医師が常勤していること。
 - ウ アレルギー学会が認定する専門医及び指導医等の配置状況が、次の要件 を満たすこと。
 - (ア)アレルギー学会が認定する専門医が5人以上かつ複数の診療科に在籍 すること。
 - (イ) アレルギー学会が認定する指導医が複数の診療科に在籍すること。
 - (ウ) その他、アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、 看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
 - エ アレルギー疾患に関する「診療」、「情報提供」、「人材育成」、「研究」、「学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援」の役割を担う体制がある、または、将来期待できること。
- (2) 前号イ及びウ(ア)、(イ) に関わらず、本県における小児アレルギー疾患 医療の中心的な役割を担っていると認められる場合は、小児専門医療機関を 選定することができる。

(運 営)

- 第4条 拠点病院は、第3条に定める機能を有し、かつ、国通知の「2. 都道府 県アレルギー疾患医療拠点病院の役割」を担うよう努めなければならない。
- 2 拠点病院は、毎年4月1日から翌年3月31日までの活動実績を、別に定める日までに、知事に報告しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 平成30年10月1日付けで指定する拠点病院については、第2条第2項の 規定にかかわらず、その指定にあたっては、愛知県アレルギー疾患医療拠点病 院選定委員会の意見を聴くものとする。

愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年6月13日法律第67号) 及び関係法令等に基づき、本県のアレルギー疾患対策の推進を図るため、愛 知県アレルギー疾患医療連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)を設 置する。

(協議事項)

- 第2 連絡協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)で実施する調査、分析を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握すること
- (2) 拠点病院を中心とした診療連携体制の在り方を検討すること
- (3) 情報提供(患者やその家族に対する定期的な講習会、地域住民に対する 啓発活動等)に係る施策を企画、立案すること
- (4) 医療人材の育成 (アレルギー疾患に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修等) に対する拠点病院の関わり方を検討すること
- (5) 福祉人材等の育成(保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等 への講習会等)に対する拠点病院の関わり方を検討すること
- (6) 拠点病院の活動実績等を定期的に評価すること並びに拠点病院の選定及 び見直しに関すること
- (7) その他アレルギー疾患対策全般の施策に関すること

(構成)

- 第3 連絡協議会は、次の各号に掲げる者のうちから健康福祉部保健医療局長 (以下「局長」という。)が指名する委員をもって構成する。
 - (1) 拠点病院の関係者
 - (2) 保健医療福祉関係者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者や住民その他関係者
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の人数は17人以内とする。

(任 期)

- 第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

- 第5 連絡協議会に会長を置く。会長は委員の互選により選任する。
- 2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(運 営)

- 第6 連絡協議会は、局長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を 求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7 会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。
- (1)愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2)会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶 務)

第8 連絡協議会の庶務は、健康福祉部保健医療局健康対策課において処理する。なお、連絡協議会の事務局業務を委託した場合は、受託者において全部 又は一部を処理するものとする。

(雑 目1)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、 局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

H30.10.10

愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会委員

区 分	所 属	職名	氏 名
拠点病院の関係者	名古屋大学医学部附属病院	講師	若原 恵子
	名古屋市立大学病院	教授	新実 彰男
	愛知医科大学病院	講師	竹尾 友宏
	藤田医科大学病院	教授	杉浦 一充
	藤田医科大学ばんたね病院	総合アレルギー センター長	堀口 高彦
	あいち小児保健医療総合センター	副センター長	伊藤 浩明
保健医療福祉関係者	愛知県医師会	理事	纐纈 雅明
	愛知県病院協会	常務理事	長谷川 真司
	愛知県薬剤師会	副会長	鈴木 弘子
	愛知県栄養士会	会長	柵木 嘉和
	愛知県看護協会	常務理事	大藤 文代
	愛知県市町村保健師協議会	研修委員	福原 康代
	愛知県社会福祉協議会保育部会	部会長	伊東 世光
学識経験を有する者	中京大学スポーツ科学部 (認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク理事長)	教授	坂本 龍雄
アレルギー疾患医療を 受ける立場にある患者 や住民その他関係者	東海アレルギー連絡会	事務局長	中西 里映子
BB なんこれ 総 BB の IIサ ロ	愛知県教育委員会 保健体育スポーツ課健康学習室	室長	加藤 吾郎
関係行政機関の職員	愛知県健康福祉部	技監	吉田 宏
	計17人		

(順不同・敬称略)